

告示

埼玉県告示第八百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ北本店

埼玉県北本市北中丸一丁目六番

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三〇台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前八時三十分から午後十時三十分まで（一部午前八

時三十分から午後十時まで）

駐車場二 午前八時三十分から午後十時まで

（変更後）駐車場一 午前八時三十分から午後十時三十分まで（一部午前八

時三十分から午後十時まで）

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和五年四月二十日

ニ 届出年月日

令和四年八月十九日

二 縦覧期間

令和四年八月三十日から令和四年十二月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年八月三十日から令和四年十二月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課